

令和8年2月市議会緊急会議  
文教福祉常任委員会資料

- 1 議案第1号 令和7年度福島市一般会計補正予算 教育委員会所管分 …… 2ページ

教育委員会

## 事業契約の一部変更の件（新学校給食センター整備運営事業）について

### 1. 事業の概要

老朽化している現西部学校給食センター及び北部学校給食センターの統廃合及び栄養士未配置校の学校給食センターへの移行を目的として、本事業は設計・整備・維持管理・運営を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な運営環境が創出できるPFI手法（BTO方式）を導入し、安全で安心な学校給食を安定的に提供することを目的として実施するものである。

- (1) 事業名称 福島市新学校給食センター整備運営事業
- (2) 事業場所 福島市飯坂町平野字扇田8番地周辺
- (3) 事業期間 令和6年3月26日から令和23年3月31日まで
- (4) 供給能力 10,000食/日（献立数 2献立）アレルギー対応提供食数 最大100食/日（対応品目：乳・卵・えび・かに）
- (5) 配送対象校 30校【小学校22校 中学校8校（西部学校給食センター受配校8校 北部学校給食センター受配校10校 単独給食実施校12校）】
- (6) 事業スケジュール
  - 協定・契約締結
    - 基本協定締結 令和5年11月30日
    - 仮契約締結 令和6年 1月31日
    - 本契約締結 令和6年 3月26日
    - 変更契約締結 令和7年 3月26日
      - 第1回：契約金額の変更
    - 変更契約締結 令和7年12月25日
      - 第2回：引渡予定日の変更
  - 設計・建設期間
    - 基本設計図書の提出 令和6年 5月31日
    - 実施設計図書の提出 令和6年11月29日
    - 建築本体工事着工 令和6年12月 2日
    - 引渡予定日 令和8年 2月17日
  - 開業準備期間 令和8年 2月 2日 ~ 令和 8年3月31日
  - 維持管理・運営期間 令和8年 4月 1日 ~ 令和23年3月31日

(7) 当初契約金額 10,436,471,390円

| 当 初 契 約 金 額 内 訳 |           |           |                 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------------|
| サービス購入費A        | 設計・建設費    | 令和7年度一括払い | 4,982,657,407円  |
| サービス購入費B        | 開業準備費     | 令和7年度一括払い | 61,350,128円     |
| サービス購入費C・D      | 維持管理費・運営費 | 15年間      | 5,392,463,855円  |
| 合 計             |           |           | 10,436,471,390円 |

(8) 変更後の内訳金額

| 変 更 契 約 金 額 内 訳…当初分+第1回変更分 |           |                      |                 | 追加費用  |            |
|----------------------------|-----------|----------------------|-----------------|-------|------------|
| サービス購入費A                   | 設計・建設費    | 令和7年度一括払い            | 5,342,596,591円  | -     | -          |
| サービス購入費B                   | 開業準備費     | 令和7年度一括払い            | 61,350,128円     | 物価変動分 | 4,456,803円 |
| サービス購入費C・D                 | 維持管理費・運営費 | 15年間<br>(令和8年~令和23年) | 5,411,603,855円  |       |            |
| 合 計                        |           |                      | 10,815,550,574円 |       | 4,456,803円 |

(9) 契約の相手方

住 所 福島市大町7番25号  
事業者名 株式会社福島スクールランチ  
代 表 者 代表取締役 大竹 正敏  
出資企業 (株)メフォス(運営)、佐藤工業(株)(施設整備)、(株)中西製作所福島営業所(調理機器)、三菱電機ビルソリューションズ(株)北日本支社(維持管理)、福島運送(株)(運営)  
※株式会社福島スクールランチは、事業者選定において、優先交渉権者となったメフォスグループにより本事業を実施するために設立された特別目的会社(SPC)。

## 2. 契約変更の概要

福島市新学校給食センター整備運営事業 事業契約書の第18条及び別紙2に基づき、物価変動等に伴う費用を追加する。

- (1) 契約金額の変更内容 (税込)
- |             |                 |                  |
|-------------|-----------------|------------------|
| 契約の金額 (変更前) | 10,815,550,574円 |                  |
| 追加費用        | 4,456,803円      | サービス購入費 B の物価改定分 |

### (2) 物価変動に係る改定方法

#### ① サービス購入費Bの改定

【改定の根拠】 事業契約 別紙2 物価変動に伴うサービス購入費Bの改定についてはサービス購入費Cの改定方法に基づくものとする。

#### ア. 対象となる費用と参照指標

維持管理・運営期間中の物価変動の改定の対象となる費用と改定に使用する指標は下表のとおり。

| 項目       | 費用       | 参照指標                              |
|----------|----------|-----------------------------------|
| サービス購入費B | 維持管理費相当額 | 企業向けサービス価格指数 (日本銀行調査統計局) - 建物サービス |
|          | 運営費相当額   | 企業向けサービス価格指数 (日本銀行調査統計局) - 給食サービス |
|          | その他費用    | 改定しない                             |

#### イ. 改定率の算出は以下のとおり。物価改定は『令和5年8月と令和8年1月』の指標により算定する。

| 費目       | $\alpha$ : 令和8年1月指標値 | / | $\beta$ : 令和5年8月指標値 | $\alpha/\beta$ | 判定   | $\alpha/\beta \geq 1.015$     | 改定率    |
|----------|----------------------|---|---------------------|----------------|------|-------------------------------|--------|
| 維持管理費相当額 | 111.100              | / | 104.100             | 1.06724        | 改定あり | $\alpha/\beta - 0.015(1.5\%)$ | 1.0522 |
| 運営費相当額   | 117.100              | / | 106.800             | 1.09644        | 改定あり | $\alpha/\beta - 0.015(1.5\%)$ | 1.0814 |

#### ウ. イの改定率を用いたサービス購入費Bの物価改定分の算出は以下のとおり。

|           | 維持管理費相当額  | 運営費相当額     | その他費用     | 合計 (税抜)    | 合計 (税込)    |
|-----------|-----------|------------|-----------|------------|------------|
| 改定率①      | 1.0522    | 1.0814     | -         | -          | -          |
| 改定前②      | 5,738,000 | 46,094,844 | 3,940,000 | 55,772,844 | 61,350,128 |
| 改定後 (①*②) | 6,037,522 | 49,846,961 | 3,940,000 | 59,824,483 | 65,806,931 |

■ サービス購入費Bの物価改定分  
+4,456,803円 (税込)

### (3) 事業契約変更の根拠

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条 (地方公共団体の議会の議決)」

第十二条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない